

平成 2 7 年 第 1 回臨時会

# 浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 2 月 6 日 開会

平成 2 7 年 2 月 6 日 閉会

浪 江 町 議 会

# 平成27年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（2月6日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第1号から議案第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	6
閉会の宣告	20

浪江町告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成27年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成27年1月26日

浪江町長 馬 場 有

- 1 期 日 平成27年2月6日（金） 午前9時
  
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地  
（二本松市平石高田第二工業団地内）  
浪江町役場 二本松事務所
  
- 3 付議事件  
（1） 土地の取得について

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

# 第 1 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

平成27年浪江町議会第1回臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成27年2月6日(金曜日) 午前9時開議

- |       |            |           |
|-------|------------|-----------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |           |
| 日程第 2 | 会期の決定      |           |
| 日程第 3 | 議案第 1号     | 土地の取得について |
| 日程第 4 | 議案第 2号     | 土地の取得について |
| 日程第 5 | 議案第 3号     | 土地の取得について |
| 日程第 6 | 議案第 4号     | 土地の取得について |
| 日程第 7 | 議案第 5号     | 土地の取得について |
| 日程第 8 | 議案第 6号     | 土地の取得について |
| 日程第 9 | 議案第 7号     | 土地の取得について |
| 日程第10 | 議案第 8号     | 土地の取得について |
| 日程第11 | 議案第 9号     | 土地の取得について |
| 日程第12 | 議案第10号     | 土地の取得について |
| 日程第13 | 議案第11号     | 土地の取得について |
| 日程第14 | 議案第12号     | 土地の取得について |
| 日程第15 | 議案第13号     | 土地の取得について |

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
総務課長	佐藤良樹君	津波被災地対策課長	安倍靖君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
書記	柴野早苗		

---

○議長（小黒敬三君） おはようございます。東日本大震災から、3年11カ月が過ぎようとしております。

平成27年第1回臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。

ご着席ください。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、平成27年第1回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時00分)

---

#### ◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、泉田重章君、12番、佐藤文子君、13番、紺野榮重君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

---



◎議案第1号から議案第13号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第1号 土地の取得についてから日程第15、議案第13号 土地の取得についてまでを一括議題としたいと思います。

補足説明をしますけれども、議案の提案理由は町長から同一のものでありますので、1回説明をしていただいて、その他、内容説明は担当課長からその都度1件ごと説明をいただいて、その都度議決をとるという形であります。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3から日程第15までを一括議題とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第1号 土地の取得についてから日程第15、議案第13号 土地の取得についてまでを一括して町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第1号から13号 土地の取得についてご説明いたします。

議案第1号 土地の取得についてから議案第13号 土地の取得について一括してご説明いたします。

これは、防災集団移転促進事業に伴い移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではご説明申し上げます。

まず、議案第1号をお願いいたします。

取得の目的は、防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。取得する土地の所在地は、別紙明細書のとおり浪江町大字棚塩字館野1番3ほか10筆。面積合計7,418.41平方メートル。取得予定価格2,119万5,459円。取得の相手方は、浪江町大字棚塩字上荒井前56番地、安倍正芳でございます。

なお、別紙資料といたしまして土地取得予定カ所を表示した位置図を付けてございますので、のちほどご覧いただきたいと思います。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

(午前 9時05分)

---

○議長(小黒敬三君) 再開します。

(午前 9時05分)

---

○議長(小黒敬三君) それでは、説明続けてください。

○津波被災地対策課長(安倍 靖君) それでは議案の説明を続けさせていただきます。

続きまして、議案第2号をお願いいたします。

取得の目的は、同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字請戸字御壇ノ西15番ほか11筆。面積合計5,324.44平方メートル。取得予定価格1,669万187円。取得の相手方、浪江町大字請戸字御壇ノ西55番地1、荒川友勝。

続きまして、議案第3号をお願いいたします。

取得の目的は、同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字棚塩字中舁倉409番ほか7筆。面積合計1万1,181.44平方メートル。取得予定価格2,537万7,934円。取得の相手方、浪江町大字棚塩字中舁倉424番地、石田豊。

続きまして、議案第4号をお願いいたします。

取得の目的は、同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字請戸字長田坊15番2ほか13筆。面積合計1万1,528.61平方メートル。取得予定価格2,622万4,231円。取得の相手方、浪江町大字請戸字川原65番地、熊川美三夫。

続きまして、議案第5号をお願いいたします。

取得の目的は、同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字棚塩字中舁倉495番ほか5筆。面積合計5,869.95平方メートル。取得予定価格1,172万6,705円。取得の相手方、浪江町大字棚塩字荒井前46番地、木幡裕秋。

続きまして、議案第6号をお願いいたします。

取得の目的は、同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字請戸字御壇ノ西30番ほか16筆。面積合計1万329.27平方メートル。取得予定価格1,904万6,125円。取得の相手方、浪江町大字請戸字本町40番地、鈴木一八。

続きまして、議案第7号をお願いいたします。

取得の目的は、同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字棚塩字本町28番3ほか7筆。面積合計6,809.33平方メートル。取得予定価格1,220万3,733円。取得の相手方、浪江町大字棚塩字本町28番地3、只野正雄。

続きまして、議案第8号をお願いいたします。

取得の目的は、同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字両竹字蛭田8番ほか9筆。面積合計7,362.94平方メートル。取得予定価格1,307万7,240円。取得の相手方、浪江町大字両竹字長沼62番地、長沼幸治郎。

続きまして、議案第9号をお願いいたします。

取得の目的は、同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字両竹字蛭田20番ほか10筆。面積合計8,225.12平方メートル。取得予定価格1,531万2,430円。取得の相手方、浪江町大字両竹字蛭田26番地、蜂須賀満。

続きまして、議案第10号をお願いいたします。

取得の目的は、同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字中浜字西原44番1ほか8筆。面積合計7,038.85平方メートル。取得予定価格1,237万9,755円。取得の相手方、浪江町大字中浜字西原63番地、本田彰三郎。

続きまして、議案第11号をお願いいたします。

取得の目的は、防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地につきましては、浪江町大字中浜字西原61番ほか10筆。面積合計5,306.35平方メートル。取得予定価格1,283万2,425円。取得の相手方、浪江町大字中浜字長沼31番地、三浦正男。

続きまして、議案第12号をお願いいたします。

取得の目的は、同じく防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字中浜字南原44番1ほか6筆。面積合計5,075.22平方メートル。取得予定価格1,234万2,110円。取得の相手方、浪江町大字両竹字蛭田3番地、三原一夫。

続きまして、議案第13号をお願いいたします。

取得の目的は、防災集団移転促進事業に伴う移転元の買取りでございます。土地の所在地は、浪江町大字請戸字舂倉80番1ほか9筆。面積合計6,939.89平方メートル。取得予定価格2,118万4,512円。取得の相手方、埼玉県川越市大字大袋新田769番地23、舂

倉豊。

以上合計13件、取得面積が9万8,409.82平方メートル。取得金額で申しますと2億1,959万2,846円につきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

---

○議長（小黒敬三君） ここで、産業建設常任委員会開催のため休議いたします。産業建設常任委員会を2階中会議室2で開催いたしますので直ちにご参集ください。担当課長につきましても出席の方よろしくお願いたします。あと、予定としては9時半頃を目安に再開をしますので、それまで産業建設常任委員会のメンバーは審議を終了し本会議に集まってください。

（午前 9時13分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開します。

（午前 9時30分）

---

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第1号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、山崎博文君。

○7番（山崎博文君） 今回、土地取得について13件が提案されました。12月定例会では20件ということで、合計33件5,000平米以上の件数が出たわけですが、もうこの防災集団移転促進事業は2カ年度事業ということで、12月定例会後の確認も含めて質問したいと思います。

まず、土地売買契約の移転元の皆さんの住所はどこにあるのか。またそれはいつまでなのか。その対応については、国、県の指導があったのかどうかをお伺いいたします。これが1つ。

2つ目に、財物賠償で特に土地なんですけども、危険災害地域被害にあった方々は避難指示解除準備だと区域だということで、包括請求で6分の5になっております。土地を町のほうに提供した場合に、その残りの6分の1は権利があるのかどうか。

この2点についてまず確認したいと思います。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではまず住所の件でござい

ますが、この件については県の担当課のほうに今問い合わせして  
ございます。その回答の中では、今いつまでに住所移転しなくちゃい  
けないとか、そういった明確な指導はございません。今話の中では  
こういった避難指示中でございますので、早急に避難先に住所を移  
転しなくちゃいけないとかそういった指導はまだきてございませ  
んが、いつまでそういった対応が続くかといったこともまだはつき  
りとはまだ示されていない状況でございます。引き続き県の担当課  
のほうには協議といいますか、問い合わせしていきたいと考えてお  
ります。

更には、東電賠償につきましては、東電の福島賠償担当している  
福島原子力補償相談室にはちょっと問い合わせいたしております  
で、財物賠償についてはあくまでも震災時の所有者ということで、  
そのあと公共事業などのほうに土地を売買しても補償は受けられ  
るといった確認はとっておりますので、残り6分の1についても同じ  
く補償は受けられるということになってございます。

○議長（小黒敬三君） 7番、山崎博文君。

○7番（山崎博文君） 住所はつまり移転元の住所は今現在は移転元  
にあるということでご理解してよろしいわけですね。それで、明ら  
かに県の担当課では明示していないということで、そこで改めて土  
地の売買契約後、今度は町の公有財産になると思うんです、この移  
転元の土地は。公有財産の中でも普通財産に該当するのかなと、一  
般会計の普通財産に該当するのかなと。そこで、普通財産、公有財  
産の中に、町民の住民票、住所があっているのかどうか。特例措  
置ではっきり明示されていなければいいんですが、緊急的な対応で  
それは違法性がないのかどうかということをちょっと危惧します  
ので、その点について、まずはお伺いいたします。

それと東電の財物賠償、土地については6分の1の権利は持っ  
ているということですが、例えば今後追加賠償になった場合、追加  
賠償になった場合、所有権が移転しますから、それは移転元の追  
加賠償その皆さん方の移転賠償の追加賠償の対象になるのかど  
うか、そこまでちょっと調査しているのかちょっとお伺いいた  
します。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 前段のご質問にお答えいたします。

今現在私どもの住民票の取り扱いについては、一昨年、原発避難  
者事務取扱特措法によって二重住民票という形で今認められてお  
ります。その件について、私ども問いただしておりますけれども、  
現在の特措法の中での取り扱いでひとつお願いしたい。また、制  
度的には、あるいはいつその取り扱いを廃止するのかという議論  
には至

っていないようです。ですから、現在のままの状況ということでひとつご理解を賜りたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それで、東電の追加の賠償の件でございますが、現在まで追加の賠償の中身がまだはつきり示されていない段階では、東電のほうでもはつきりとした返事ができないというようなことで、今確認しているのは今現在の賠償基準に基づく賠償については公共事業に供した場合でも補償に影響はないということでございます。

○議長（小黒敬三君） 7番、山崎博文君。

○7番（山崎博文君） 津波被害にあった特に宮城県、岩手県のほうは防災集団移転促進事業が進んでおりますが、こと県内においては原発災害もありましてなかなか進んでいない。県のほうもはつきりした対応を示していない中で、例えば条例で普通財産に関する条例が、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例ということで、普通財産に関して第3条、第4条にちょっと載っているんですけども、そこで例えば普通財産を町民に貸与するとか一応貸与して、ある程度防集が進むまであなたの住所は間違いなく浪江町のここにありまますよということを文書で示して、それでつまり一部条例を改正したり、新たな条例を制定して、県の対応を待っているのではなくて、町単独で主体的に私は行ってもいいのかなと。つまり移転元の方々が本当に不安に感じているんです。いつまでなんだか、どこにあるのか。それが何の文書でも明記されていないということで、12月定例会後、その移転元の方々からそういうような不安の声がありましたので、これなんとか町で単独で主体的に対応できないのかなというふうに思っていますので、その点について町長のほうから答弁を求めたいと思いますし、東電の賠償に関しては提供したがために不利益を被るようなことを絶対あってはならないということで、しっかりこれは町も議会も一体となって対応しなくてはいけないとは思いますが、町側のまずはきょうは質すということですから町側の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。

まず、東電の賠償に関しては基本的に東電と我々の間で話し合っているのは、公共事業の促進をやっぱり賠償の観点でブレーキがかかるようなことはあっては困るということが前提です。防災集団移転は当然に必要な事業でありますから、それらによって売り払った人にそういう損失を与えないようにということは基本的に合意に達

していますので、あとは具体的にどんな処理をするかということですので、それは間違いなくそのように対応していきたいと思います。

それから、住所については当然に防災集団移転というのは、そこから移っていただくという前提の中で進んでいる事業でありまして、これは宮城県、岩手県も同じですけどもその新しいところを定めるまでの間は、当然に住所を移すということはできませんので、それを改めて法律的な措置で無理をするというようなことが求められているのではなくて、当たり前に移転する前提の事業になっているエリアです。ですからやがて移っていくと。ただしそれには新しいどこに落ち着くかということが決まらないと住所は定まってくるので、その間に無理をして別な処理をするという考え方ではなくて、そういうラグタイムというか、隙間みたいな時間が空くことは今委員が質問しているとおりでですけども、それはいままでのルールの中ではそういうこと想定されていませんので、それはもちろん今の法律的な条例的な内容ではないわけですけども、これは事業の宿命的なもので当然に移るという前提になっていますので、それについては住民が不安にならないように事業の中でもしっかりと説明していきましますし、その間、例えば現実的には町が持った所有権と、そこに住民の住所があることがぶつかるようなことは本来なにもないので現実的には。ただ、そういうことが今まで例としてないので、なんとなく違和感があってどうなんだろうという心配事はあるかと思いますが、事業の説明会等を通じてその辺は心配のないように対応していきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（小黒敬三君）** 他に質疑ありませんか。

13番、紺野榮重君。

**○13番（紺野榮重君）** 全体的なことで、まずお伺いいたします。

今回の防災集団移転の総面積、それから総金額をお伺いします。

それから大雑把に今回の防災集団移転の件は、浜街道から東だというふうに思います。浜街道から西は太陽光発電の計画になっております。そういうふうな中で、この残された土地がどれくらいの面積があって、そして今後どういうふうに進めていくのか。

また、今回のこれから平成27年度までそのことで買収していくんでしょうけども、そのあとのまた継続してそういうことがあるのかどうか、それをお伺いします。

それからもう一つは、荒井地区は幾世橋、北幾世橋なんですけども、12軒は床上浸水の場所であります。そういう中で建物は残っておる状況の中で、どういうふうに進められるのかということをお伺

いをいたします。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではまず全体の面積、金額でございますが、今回の買取予定としております総面積は、約123ヘクタール。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。

（午前 9時43分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開します。

（午前 9時44分）

---

○議長（小黒敬三君） 13番の質問の中で、総面積、総金額の部分は防集の関係ありますけれども、あと防集、荒井地区のところで防集に関係ない部分で答えられない部分、議案と別な部分がありますのでその点は了承していただきたいと。全体的な説明のほう、金額、面積そのことだけの答弁に留めていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○13番（紺野榮重君） はい。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは今回の防集の移転元の買い取りの予定しております総面積につきましては、約123ヘクタールでございます。金額に申しますと44億7,000万円ほどになる予定でございます。

更には、防集の残りの面積という話でございましたが、今回の津波被災地の総面積は約160ヘクタール程度津波被害がありまして移転促進区域というような設定してございますので、残りは単純に引くと40ヘクタールぐらい残ると思いますが、それにつきましては防災集団移転促進事業の買い取りは対象となっておりませんので、その後の具体的な土地利用計画等にあわせて別な事業といたしますか、そちらのほうで対応があるか、対応がちょっと考えられるとすればそういった事業ができた場合に対応できるのかということでございます。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 他に質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第1号 土地の取得についてを採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。  
日程第4、議案第2号 土地の取得についてを議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第2号 土地の取得についてを採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。  
日程第5、議案第3号 土地の取得についてを議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第3号 土地の取得についてを採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。  
日程第6、議案第4号 土地の取得についてを議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第4号 土地の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。  
日程第7、議案第5号 土地の取得についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第5号 土地の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。  
日程第8、議案第6号 土地の取得についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第6号 土地の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。  
日程第9、議案第7号 土地の取得についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第7号 土地の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。  
日程第10、議案第8号 土地の取得についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第8号 土地の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。  
日程第11、議案第9号 土地の取得についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第9号 土地の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。  
日程第12、議案第10号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第10号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第11号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第11号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第12号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第12号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第13号 土地の取得についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

**○16番（馬場 績君）** 最後の議案になりましたので、先ほどの質疑をいまいし明確にさせていただきたいという立場で、2点ほどお尋ねいたします。

1点は、防集事業で町が買収すると、条例でいうと議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく手続きであります。その上で、先ほどの質問で、町長は特措法で二重住民票で措置してもらいたいということで要望しているという答弁がありました。しかし、住所が避難元のみで町が所有するという場合、この議会の議決に付すべき財産の取得に関する条例に照らして二重住民票で措置できるかどうかはまだ要望の段階で明確でない。したがって、町の条例との関係で所有者の名義について今言ったような方法で問題がないのかというのが第1点です。

それから、第2点は、紺野議員が防集事業の全体についての質問で残りの面積についてどうするかと。これも津波被災地対策課長は残りの面積についてどうするか今後の対応について検討したいとこういう答弁でした。つまるところは、被災者にしてみれば部分的に残されてもどうしようもない。今の段階では、買収になるかどうかも見通しが無いという棚ざらしの状態にされているわけですが、今の段階で残りの面積についてどう対応するか今後検討するということですが、対応の具体的な中身についてどこまで検討されているのか。どういう見通しがあるのかということについてお尋ねしたいと思います。

以上2点。

---

**○議長（小黒敬三君）** 暫時休議します。

（午前 9時55分）

---

**○議長（小黒敬三君）** 再開いたします。

（午前 9時59分）

---

**○議長（小黒敬三君）** それでは質問者2点ありましたけども、当初の二重住民票関係のことだけの答弁ということでお願いします。

町長。

**○町長（馬場 有君）** お答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたように、今現在私どもの立場というの

は、すべての事象において二重の住民票の特例というふうなことで設けられております。ですから現在の状況で、やっぱりこれからどの位時間避難がかかるかという問題もありますので、それはやっぱり制度的にきちんと設計をしていただきたいということで、総務省が中心となると思いますけれども、論議をしていただいて、やっぱり避難者の立場というものを尊重していただく。これはもちろん人権の問題にも関わってくる問題でありますので、そういう形の間、特別に二重の住民票というものを制度設計をしていただきたいということを今要請している段階です。

例えば、いろいろ私どもとはあんまり関係ないんでしょうけれども、例として中間貯蔵施設が今話題になっていきますけれども、その中間貯蔵施設の所有者が、やっぱり買い上げなりやられますと全く住居がなくなってしまうんですね住民票が。そういう問題も絡んでいきますのでその辺やっぱりはっきり政府として制度設計をしていただきたい。

皆さんの問題にもなってくるんです。私も含めてなんですけれども、選挙制度の問題にも関わってくるんです。私が聞くところによれば大熊町の例で大変申し訳ないんですけれども、その中間貯蔵施設の建設範囲内に町の議会議員の方がおいでになりまして、その方が結局被選挙権がなくなってしまうというような問題がおきてくるわけです。ですから、そういう問題も含めてやっぱり考えていただくということで今内々には要請しておる状況です。これからまだいろいろハードルはあると思いますけれども、ぜひ避難している間はそういうような措置をとっていただきたいということで要請している段階であります。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第13号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（**小黑敬三君**） 本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第1回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

（午前10時03分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

署名議員 泉 田 重 章

署名議員 佐 藤 文 子

署名議員 紺 野 榮 重